

# 第2回定例会

## 町長等の給料減額（3者で年間175万円） 国民健康保険税、歳入不足により1624万円を一般会計から繰入れ

平成27年第2回定例会は6月25日に開会。一般質問に6議員が登壇、条例の制定1件、条例の改正2件、補正予算2件、規約の変更2件、計画の変更1件、人事案件1件、意見書1件、報告2件について審議し、原案を可決、30日に閉会した。

### 条例の制定

▼新十津川町長等の給料に關する特別措置条例の制定  
・行財政改革の推進に伴い、町長、副町長及び教育長の給料を引き下げる

(1)町長

【現行】78万4千円

【減額後】70万5千円

(2)副町長

【現行】63万1千円

【減額後】61万2千円

(3)教育長

【現行】56万8千円

【減額後】55万6千円

\*減額期間 平成27年7月から平成31年4月まで

### 条例の改正

▼新十津川町国民健康保険税条例の一部改正

・地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を実施

(1)課税限度額の引き上げ

高所得世帯により多くの負担を求め、中間層に配慮

した保険料を設定する

(2)低所得者の軽減措置を拡充  
低所得世帯の軽減判定基準を見直し、保険料の軽減を図る

【討論後、採決】

賛成9・反対1 原案可決

▼新十津川町共同賃貸住宅建設促進条例の一部改正

・共同賃貸住宅の建設を促進し、転出抑制と人口増加を図るため、助成金額を増額するとともに、期限を平成31年3月31日までに延長する

①一戸あたりの助成金の額

本町業者と契約した場合

【現行】60万円

【改正後】100万円

町外業者と契約した場合

【現行】40万円

【改正後】60万円

②一棟あたりの限度額

本町業者と契約した場合

【現行】6百万円

【改正後】1千万円

町外業者と契約した場合

【現行】4百万円

【改正後】6百万円

### 補正予算

〔一般会計〕

平成27年度一般会計補正予算(第2号)は、歳入歳出に2億555万2千円を追加し、総額をそれぞれ54億9934万6千円とした

主な補正内容は次のとおり

#### 総務費

・ふるさと応援寄附金推進事業 1830万4千円  
(寄附者へのお礼に係る経費1千件分のところ、6月で見込みを超える寄附申し込みがあり、3千件分を追加)

#### 衛生費

・インフルエンザ予防接種事業 185万5千円  
(妊婦・中学生以下の子どもの接種料金を全額補助。対象人数の70%を見込む)

・健康づくり対策事業 18万1千円

(食生活改善推進員協議会の設立20周年記念講演会を開催する経費)

#### 農林水産業費

・経営体育成支援事業 591万5千円

財源 道の補助金  
(北海道の「強い農業」づくり事業)に該当した4農家に対し、農業機械購入費の3割を補助するもの)

・水稻種もみ購入費助成事業 648万円

(水稻作付け者に対する種もみ代金の補助。1袋あたり1080円)

#### 商工費

・観光PR推進事業 127万2千円  
(観光PRキャラクターとつかわこめぞー)の着ぐるみ作成費など)

・観光資源発掘事業 64万7千円

(北海道大学の留学生に本町の魅力を再発見してもらう)その活用を検討するもの)

・交流促進施設等管理運営事業 4138万7千円  
(サンヒルズサライの冷暖房を集中冷暖房から個別冷暖房に切り替える工事費)